

令和4年度申請より

子育て世帯への助成内容拡充

韮崎市への

移住・就職等で

移住支援金

を支給します！



移住支援金制度のご案内（山梨県出身者も対象）

（移住元の要件）

東京圏から韮崎市に移住

（移住先に5年以上居住する方に限る）

次のア、イのいずれにも該当する方

ア 東京23区に在住 又は 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域以外）に在住し、東京23区へ通勤していたこと

イ アの期間が、移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上であること。  
※ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

（移住後の要件）

①から④のいずれかの要件を満たすこと

① 県マッチングサイトの掲載求人に応募

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。 マッチングサイトはこちら⇒



② やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

③ 移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④ プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。

（対象については就業先の企業にご確認をお願いします。）

就業から3か月以後かつ移住から1年以内に韮崎市に申請

単身  
60万円

移住支援金交付

世帯  
100万円

18歳未満の世帯員一人につき30万円を加算

《注意事項》次に該当する場合は、支援した支援金の全額または半額を返還していただくことがあります。

- (1) 申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
- (2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (3) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額

※ 「子育て世帯加算」については、令和4年4月1日以降に移住した方が対象となります。

【問合せ先】 韮崎市産業観光課 商工観光担当

TEL 0551-22-1111（内線214 216）



- 東京における移住の相談窓口は有楽町「やまなし暮らし支援センター」へ
- 移住に関する情報は「やまなし移住・定住ポータルサイト」 >>>

